

各地方整備局長等
各都道府県知事等

あて

国土交通事務次官

構造改革特別区域における河川敷地占用許可準則に係る特例措置について

従来、河川敷地の占用許可については、河川敷地占用許可準則（平成 1 1 年 8 月 5 日建設省河政発第 6 7 号。以下「準則」という。）により実施しているところであるが、今般、構造改革特別区域法（平成 1 4 年法律第 1 8 9 号。）第 3 条第 1 項に基づく構造改革特別区域基本方針（平成 1 5 年 1 月 2 4 日閣議決定。以下「基本方針」という。）の一部が変更され、基本方針別表 1 において、「橋の設置を目的とした公的主体以外の者による河川敷地の占用の許可柔軟化事業」が盛り込まれたところであり、これを踏まえた同事業と認められた河川敷地の占用許可に当たっては、下記のとおり特例措置を設けることとしたので、通知する。

記

- 一 橋の設置を目的とした公的主体以外の者による河川敷地の占用について、次に掲げるすべての要件を満たす場合においては、準則第六の規定にかかわらず、これを許可することができるものとする。

- （ 1 ） 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域（以下「特区」という。）内において、水辺を活かしたまちづくりとしての市街地開発事業等の公共性の高い事業の施行区域や地区計画等の都市計画が定められた区域で、公衆の通行の用に供する橋が少ないことなどによる当該区域の利便性の欠如を解消する必要があると認めるとともに、橋の設置目的が特定の個人の利便性に限定されるものではなく、橋の設置目的及び利用方法について周辺地域の合意がなされていると確認し、内閣総理大臣に構造改革特別区域計画を申請し、認定された特区内であること。
- （ 2 ） 河川管理者が、当該橋の設置後の維持及び補修、占用主体の地位の承継等将来の維持管理に支障が生じないと認めること。

二 実施時期

本特例措置は、平成 1 5 年 1 0 月 1 日以降に河川法に基づく占用許可申請があったものから適用するものとする。